

三重県施工体制確認審査マニュアル

1. 目的

三重県施工体制確認審査マニュアル（以下「施工体制審査マニュアル」という。）は、入札参加者の申込みに係る価格が、三重県低入札価格調査実施要領第3条により算定した額（以下「調査基準価格」という。）に満たないときには、施工体制の確保について、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、三重県総合評価方式実施要領（以下「実施要領」という。）第2条第1項第2号の施工体制確認審査を実施する際の審査方法及び内容等を定めたものである。

2. 適用対象

施工体制審査マニュアルは、施工体制確認型総合評価方式対象工事において、調査基準価格を下回る入札者（以下「低入札者」という。）に対して適用する。

3. 施工体制確認審査の手順

- (1) 施工体制確認審査については、別紙1「施工体制確認審査・低入札価格調査フロー」に基づき実施する。
- (2) 入札時に低入札者が施工体制審査意向確認書を提出した場合は、入札を保留し、開札日の翌日（ただし、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除く。）までに別紙2の1に記載の資料及び添付書類（以下「施工体制確認資料」という。）を発注機関の長あてに提出するよう求めるものとする。（※各様式において、該当する事項がない場合においても、記載要領にその旨を記載し全ての様式を提出するものとする。）
 - ア. 施工体制確認資料の訂正、差替え及び再提出は認めないものとする。
 - イ. 発注機関の長が必要と判断した場合は、追加資料を求めることができるものとする。
 - ウ. 追加資料を求める場合は、原則として施工体制確認資料を求めた日の翌日（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除く。）までに別紙2の2に記載の資料及び添付書類を提出するよう求めるものとする。
 - エ. 低入札者が各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき資料以外に添付書類の提出を申し出た場合は、これを認めるものとする。（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上に明記させるものとする。）
 - オ. 上記資料については、紙による持参での提出とする。
- (3) 入札時に施工体制審査意向確認書を提出していない者には、施工体制確認資料の提出を求めないものとする。
- (4) 提出された施工体制確認資料及び追加資料について、別紙3「施工体制確認に係る審査基礎要件」（以下「審査基礎要件」という。）(1)の確認を行う。

審査基礎要件の(1)を満足する場合、審査基礎要件の(2)、(3)の確認を行う。
- (5) 施工体制確認資料及び追加資料において、審査基礎要件の(1)を満足し、審査基礎要件の(2)、(3)に該当しない場合は、ヒアリングを行い、施工体制に関する審査（以下「確認審査」という。）を行うものとする。なお、ヒアリングの案内通知は様式1-1によるものとする。
 - ア. ヒアリングの出席者については、配置を予定する主任技術者又は監理技術者等

を含め3名以内とする。

イ．ヒアリング時は、原則として提出された資料及び添付書類による説明を求めるものとする。

ウ．添付資料等の原本は、提示を求める場合があるため、必ずヒアリング時に持参するものとする。

- (6) 施工体制確認資料及び追加資料において、審査基礎要件の(1)を満足していない場合又は審査基礎要件の(2)、(3)のいずれかに該当する場合は、施工体制が確保されると認められないため、確認審査及びヒアリングは実施しないものとする。この場合、落札決定時に書面(様式1-2)により通知する。

4. 入札失格要件

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 施工体制確認資料及び追加資料を指定した期日までに提出しない場合。なお、施工体制確認資料及び追加資料の提出を求める連絡が取れなかった低入札者については、同様の扱いとする。
- (2) 施工体制確認資料及び追加資料において、審査基礎要件の(1)を満足していない場合又は審査基礎要件の(2)、(3)のいずれかに該当する場合。
- (3) 施工体制確認のためのヒアリング通知を送付しているが、その指定時刻、指定場所に来なかった場合。
- (4) 施工体制確認資料及び追加資料の提出がなされ、確認審査を実施した結果「適切な施工体制が十分確保され、確実に実現できる」と認められない場合。

5. 審査方法

確認審査は、施工体制確認資料及び追加資料、工事費内訳書及び施工体制確認のためのヒアリングなどをもとに、次の各項目について行うものとする。

(1) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、そのことが入札公告等に記載された要求要件の確実な実現につながるかについて審査する。

【審査項目】

ア．建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能であること。(施工体制様式14、15)

イ．安全確保の体制が構築されていること。

(施工体制様式4-1、4-2、4-3、4-4、4-5)

ウ．その他工事の品質確保のための体制が構築されていること。

(施工体制様式16-1、16-2、16-3)

(2) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、そのことが入札公告等に記載された要求要件の確実な実現につながるかについて審査する。

【審査項目】

ア．下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されていること。(施工体制様式3-1、3-2)

イ．施工を行うための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されていること。

(施工体制様式8、9、10-1、10-2、11、12)

ウ．配置予定技術者が必要な資格等を有しており、その配置が確実であること。
(施工体制様式 6)

(3) 見積書等との関連性

上記「(1) 品質確保の実効性」及び「(2) 施工体制確保の確実性」の確実な実現のために必要な経費が計上されているか、工事費内訳書等を審査する。

また、関連資料との整合性を審査する。

【審査項目】

ア．関連資料と整合していること。(施工体制様式 2-1、2-2)

イ．必要経費の計上が的確であり、要求要件及び技術提案の実現が可能であること。(施工体制様式 2-1、2-2)

6. 施工体制に関する評価

(1) 三重県総合評価方式の運用ガイドラインに基づき評価値を算出する。

(2) 4 の入札失格要件のいずれかに該当する場合は、評価値を算出しない。

7. 審査内容

次の内容について判定の基礎資料を作成し、確認審査を行うものとする。

また、各様式について、該当する事項がない場合においても、全ての様式が提出されていることを確認する。

(1) 入札金額の見積内訳

＜確認内容＞

ア．公告にて指定されている工事費内訳書に対応する見積内訳書となっていること。(指定の数量によって積算されていること。)

イ．設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。

ウ．指定の工法によって施工することとしていること。(工法の指定のない場合は、入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。)

エ．総合評価による技術提案があるものについては、見積もりに適正に反映されていること。

オ．積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な見積内訳書となっていること(原則、取引等の実績を求めること。)

カ．現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上していること。ただし、施工体制様式 6 に記載する主任技術者等、専任の担当技術者及び施工体制様式 4-5 に記載する自社社員の交通誘導員(配置がある場合)に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上としていること。また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)に定める最低賃金額以上であり、かつ、これらの者が過去 3 月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。

キ．一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。

〔記載要領〕

(施工体制様式 2-1、2-2)

(施工体制様式 2-3、2-4、2-5・・・
必要な場合に提出を求める)

(施工体制様式(営繕) 2-1、2-2、2-3、2-4)

なお、総合評価による技術提案があるものについては、工事費内訳書に反映させることとする。ただし、ヒアリング時に削除された部分は除く。

ウ. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならない。具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。

オ. 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。

カ. 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。

ク、直接工事費だけでなく、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等についても明細表を作成する。

ア. 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領オにより別計上とした主任技術者等、専任の担当技術者及び自社社員の交通誘導員（配置がある場合）に対する過去３月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去３月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。

イ. 上記アの添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、次の（２）から（１５）までに示す様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。

（２）下請業者との関係

＜確認内容＞

ア. 下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。

また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。

イ. 下請予定業者が押印した見積書の金額が見積内訳書に正しく反映されていること。

また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去１年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。

〔記載要領〕

（施工体制様式３－１、３－２）

ア. 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。

イ. 下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の金額内訳を記載する。

ウ. 使用を予定する手持ち資材については施工体制様式８、購入予定の資材については施工体制様式９、使用を予定する手持ち機械については施工体制様式１０－１、直接リースを受ける予定の機械については施工体制様式１０－２、確保しようとする労務者については施工体制様式１１に対応した内容とする。

エ. 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社との取引予定が無い場合は、その旨を記載すること。

（添付書類）

ア. 本様式に記載したすべての下請予定業者について、その押印した見積書（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２０条に基づき、機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳を明らかにしたもの）を添付する。

イ. 上記アの見積書に係る機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳ごとの金額が、過去１年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額に基づいた合理的かつ現実的なものであることを明らかにする当該工事の経費内訳を明確に示した見積書や契約書等の書面を添付する（労務費について添付する書面は、上記の見積書や契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が労務者に支払った給与の実績が確認できる過去３月分の給与明細書又は労働基準法第１０８条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

(3) 安全対策の取り組み

<確認内容>

- ア. 安全対策 (施工体制様式4-1)
当該工事の施工に当たり、どのような安全対策を計画しているかを確認する。
- イ. 安全衛生管理体制 (安全衛生教育等) (施工体制様式4-2)
(ア) 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者(元請)が負担する場合は、施工体制様式2-1において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。
(イ) 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合には、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。
(ウ) 仕様書等で要求している要件に適合していること。
- ウ. 安全衛生管理体制 (点検計画) (施工体制様式4-3)
(ア) 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者(元請)が負担する場合は、施工体制様式2-1において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。
(イ) 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合には、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。
(ウ) 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者(元請)が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。
(エ) 仕様書等で要求している要件に適合していること。
- エ. 安全衛生管理体制 (仮設置計画) (施工体制様式4-4)
(ア) 「設置費用」の「見込額」に記載された金額を入札者(元請)が負担する場合は、施工体制様式2-1において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。
(イ) 「設置費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合には、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。
(ウ) 仕様書等で要求している要件に適合していること。
- オ. 安全衛生管理体制 (交通誘導員配置計画) (施工体制様式4-5)
(ア) 自社社員を交通誘導員に充てる場合
a. 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。
b. 単価の見積もりが交通誘導員への支払給与の直近3ヶ月の実績額以上の金額でされているなど合理的かつ現実的なものであること。
(イ) 派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合
a. 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。
b. 単価が当該交通誘導員の派遣予定会社が過去1年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。
(ウ) 交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。
(エ) 仕様書等で要求している要件に適合していること。

[記載要領]

ア. 安全対策

(施工体制様式 4-1)

安全対策について具体的に記述し、工事内訳書に対応した当該安全対策費を記載する。

また、指定仮設についても具体的に記述すること。

イ. 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）

(施工体制様式 4-2)

(ア) 本様式は、工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載する。

(イ) 「諸費用」の欄は、「実施内容」の欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を見積内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には施工体制様式 2-1 の「費目・工種・種別・細別」（営繕工事の場合は、施工体制様式（営繕）2-1 の「工事種別」）のいずれに計上しているかを記載する。

ウ. 安全衛生管理体制（点検計画）

(施工体制様式 4-3)

(ア) 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載する。

(イ) 「諸費用」の欄は、「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の欄に記載した点検を実施するために要する費用について記載するものとし、当該点検に要する費用を見積内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該点検に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には施工体制様式 2-1 の「費目・工種・種別・細別」（営繕工事の場合は、施工体制様式（営繕）2-1 の「工事種別」）のいずれに計上しているかを記載する。

(ウ) 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払う賃金の額を記載する。

エ. 安全衛生管理体制（仮設設置計画）

(施工体制様式 4-4)

(ア) 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う仮設備の設置に関する計画（仮設備の点検に関する事項を除く。）について記載する。

(イ) 「設置費用」の欄は、「仮設備の内容」、「数量・単位」及び「設置期間」の欄に記載した仮設備の設置及びその管理に要する費用について記載するものとし、当該設置及び管理に要する費用を見積内訳書上適切に見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該設置及び管理に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には施工体制様式 2-1 の「費目・工種・種別・細別」（営繕工事の場合は、施工体制様式（営繕）2-1 の「工事種別」）のいずれに計上しているかを記載する。

(ウ) 仮設備の設置に要する諸費用と、その管理に要する諸費用の負担者がそれぞれ異なる場合は、「設置費用」の欄を二段書きにする。

(エ) 仮設備設置が無い場合は、その旨を記載すること。

オ. 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）

(施工体制様式 4-5)

(ア) 本様式は、交通誘導員の配置に要する費用を入札者（元請）が負担する場合、下請予定者が負担する場合のいずれについても作成するものとする。

(イ) 「単価」の欄には、経費を含まない交通誘導員に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。

(ウ) 「員数」の欄には、配置する交通誘導員の人数を記載する。自社社員を交通誘導員に充てる場合は、その員数を（ ）内に外書きする。

(エ) 交通誘導員配置予定が無い場合は、その旨を記載すること。

(添付書類)

ア. 安全対策

なし

イ. 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが施工体制様式 2-1（営繕工事の場合は施工体制様式（営繕） 2-1）に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

ウ. 安全衛生管理体制（点検計画）

（ア）本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが施工体制様式 2-1（営繕工事の場合は施工体制様式（営繕） 2-1）に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

（イ）本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」欄の者に対して支払った過去 3 月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去 1 年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去 3 月分の給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

エ. 安全衛生管理体制（仮設置計画）

本様式の「設置費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが施工体制様式 2-1（営繕工事の場合は施工体制様式（営繕） 2-1）に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

オ. 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）

- （ア）交通誘導員の派遣を受ける場合にあっては、派遣予定会社が押印した見積書並びにその派遣予定会社の派遣実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
- （イ）自社社員を交通誘導員に充てる場合にあっては、その者が自社社員であることを証明する書面及び過去３月分の実績給与額等が確認できる給与明細書又は労働基準法第１０８条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
- （ウ）交通誘導員の配置方法、交通規制方法等を明らかにした配置図を添付する。

（４）配置予定技術者名簿

＜確認内容＞

配置予定の主任技術者等、専任の担当技術者及び現場代理人について、次のことを確認する。

ア. 主任技術者等について

- （ア）配置予定技術者名簿（施工体制様式６）に記載されていること。
- （イ）三重県公共工事共通仕様書に定める主任技術者としての資格を有すること。
- （ウ）入札に参加する要件の主任技術者等に求める資格、施工実績を有し、そのことが資格者証の写し等で確認できること。
- （エ）専任を要する工事においては、当該入札時に配置予定技術者を求めている場合は、入札申込受付最終日において、直接的かつ３か月以上の恒常的な雇用関係を有し、会社名と雇用期間が明記されている保険証等の写しにより確認できること。
- ただし、当該入札時に配置予定技術者を求めていない場合は、契約時において、直接的かつ３か月以上の恒常的な雇用関係を有し、会社名と雇用期間が明記されている保険証等の写しにより確認できること。
- （オ）当該入札時に配置予定技術者を求めている場合は、開札日に配置できる状況にあること。

ただし、議会の議決に付すべき契約である工事は、本契約時に配置できる状況にあることとし、公告で指定する様式第２－１（企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書）提出日において他の工事に従事している場合は、誓約書を提出していることとし、ここでいう「他の工事に従事している場合」とは、その工事の契約工期末日又は完成検査の合格日のいずれか早い日を経過していないことをいうものとする。

なお、当該入札時に配置予定技術者を求めていない場合は、契約時に配置できる状況にあること。

また、工場製作にかかる技術者を別途配置し、工場と現地で工事の現場が移行する時点において技術者を交代する場合は、それぞれ必要となる期間に配置を行う旨の誓約書を提出していること。

- （カ）専任の担当技術者又は現場代理人と兼務していないこと。

イ. 専任の担当技術者について

- （ア）配置予定技術者名簿（施工体制様式６）に記載されていること。
- （イ）三重県公共工事共通仕様書に定める主任技術者としての資格を有すること。

(ウ) 入札に参加する要件の主任技術者等に求める資格、施工実績を有し、そのことが資格者証の写し等で確認できること。

なお、特定建設工事共同企業体にあつては、代表者の主任技術者等に求める入札に参加する要件を満足していること。

(エ) 施工体制確認審査の資料提出時に、直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係を有し、会社名と雇用期間が明記されている保険証等の写しにより確認できること。

(オ) 施工体制確認審査の資料提出時に配置できる状況にあること。

ただし、議会の議決に付すべき契約である工事は、本契約時に配置できる状況にあることとし、施工体制確認審査の資料提出時において他の工事に従事している場合は、資料提出時に誓約書を提出していること。

なお、「他の工事に従事している場合」とは、その工事の契約工期末日又は完成検査の合格日のいずれか早い日を経過していないことをいうものとする。

また、工場製作期間があるときは、現場が工場から現地へ移行する場合のみ、その時点で配置できる状況にあることとし、資料提出時に誓約書を提出していること。

(カ) 共同企業体においても、専任の担当技術者は1名でよいものとし、代表者又は構成員のいずれの所属であるかは問わないこととする。

(キ) 主任技術者等又は現場代理人と兼務していないこと。

[記載要領]

(施工体制様式6)

ア. 配置を予定する主任技術者等、専任の担当技術者及び現場代理人について記載する。

イ. 総合評価による技術提案のヒアリング時に複数の配置予定技術者が出席した場合には、当該工事に確実に配置できる主任技術者等を本資料提出時に1名選任する。

(添付書類)

ア. 主任技術者等及び専任の担当技術者について

(ア) 入札者との雇用関係の確認をするための、監理技術者資格者証の写し又は会社名と雇用期間が明記されている保険証等の写しを添付する。

(イ) 記載した主任技術者等及び専任の担当技術者が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。

(ウ) 入札参加条件としての施工実績を満足することを証明する書面の写しを添付する。

(エ) 議会の議決に付すべき契約である工事において、主任技術者等が当該入札の開札日に、又は専任の担当技術者が当該入札の施工体制確認審査の資料提出時に、他の工事に従事している場合は、誓約書を提出すること。

なお、「他の工事に従事している場合」とは、その工事の契約工期末日又は完成検査の合格日のいずれか早い日を経過していないことをいうものとする。

(オ) 工場製作にかかる技術者を別途配置し、工場と現地で工事の現場が移行する時点において技術者を交代する場合は、それぞれ必要となる期間に配置を行う旨の誓約書を提出すること。

イ. 現場代理人について

なし

（５）手持ち資材の状況

＜確認内容＞

- ア．記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であると。
- イ．調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

〔記載要領〕

（施工体制様式８）

- ア．本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
- イ．「単価（原価）」の欄には、手持ち資材の原価を記載する。例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。
- ウ．「調達先（時期）」の欄には、手持ち資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。
- エ．対象となる手持ち資材が無い場合は、その旨を記載すること。

（添付書類）

- ア．本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分かるように撮影したもの。）を添付する。
- イ．本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。

（６）資材購入先及び購入先と入札者との関係

＜確認内容＞

- ア．他社から購入を予定している場合
 - （ア）購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去１年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること）。
 - （イ）購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。
- イ．自社製品の活用を予定している場合
 - （ア）自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。
 - （イ）記載された単価が、自社の製造部門が過去１年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること）。

〔記載要領〕

（施工体制様式９）

- ア．「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去１年以内の販売実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
- イ．「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。〔（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等〕
また、取引年数を括弧書きで記載する。

ウ. 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）を、「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

エ. 他社からの資材購入及び自社製品の活用が無い場合は、その旨を記載すること。

（添付書類）

ア. 購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

イ. 本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。

ウ. 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

（7）手持ち機械の状況

<確認内容>

ア. 記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。

イ. 契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。

ウ. 手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却費や固定資産税等を含んで適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。）。

[記載要領]

（施工体制様式10-1）

ア. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。

イ. 「単価（原価）」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する。

例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

ウ. 対象となる手持ち機械が無い場合は、その旨を記載すること。

（添付書類）

ア. 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの。）を添付する。

イ. 過去1年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が契約対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。

ウ. 本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額（当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む。）を明らかにした書面を添付する。

(8) 機械リース元一覧

<確認内容>

ア. 他社からリースを予定している場合

(ア) 機械リース予定会社からリースを受ける予定の単価が、当該業者が過去1年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。）。

(イ) 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ. 自社の機械リース部門からリースを予定している場合

(ア) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。

(イ) 記載された単価が、自社の機械リース部門が過去1年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

[記載要領]

(施工体制様式10-2)

ア. 本様式は、入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。

イ. 「単価」の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

ウ. 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者と機械リース予定業者との関係を記載する。〔（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等〕
また、取引年数を括弧書きで記載する。

エ. 手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額。）（いずれも過去1年以内のものに限る。）等合理的かつ現実的な額を、「リース元名」の欄に当該機械リース部門に関する事項を、それぞれ記載する。

オ. 入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者が無い場合は、その旨を記載すること。

(添付書類)

ア. 機械リース予定業者が押印した見積書及びその予定業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

イ. 本様式の「リース元名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。

ウ. 自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

（９）労務者の確保計画

＜確認内容＞

ア．自社労務者を充てる場合

（ア）記載された者が自社社員であること。

（イ）資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。

（ウ）労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、過去３月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。

イ．下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

（ア）下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

（イ）労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去１年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ．工種毎の割合

（ア）工種毎の労務費合計金額が一定割合以上確保されていること。（土木一式工事に限る。）なお、割合は以下のとおりとする。

$$\text{割合} = \frac{\text{工種の労務費合計金額}}{\text{設計労務単価に置き換えた工種の労務費合計金額}} \quad \text{とする。}$$

※判断にあたっては工種毎とする。

（イ）割合は、三重県低入札価格調査実施要領「別表２ 見積内訳等の検討に係る判断基準について」の２．（９）を満足すること。

〔記載要領〕

（施工体制様式１１）

ア．「工種」の欄には、施工体制様式２－１設計内訳書の工種に該当する工種について記載する。

イ．「職種」の欄には、三重県が発表する「設計単価表」に記載の「設計労務単価」の５１職種のうち必要な職種について記載する。

ウ．自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも（ ）内に外書きする。

エ．「労務単価」の欄には、「設計単価表（三重県）設定単価等の諸基準」に記載された構成内容の労務単価を記載する。

オ．「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。

カ．「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。〔（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等〕

また、取引年数を括弧書きで記載する。

（添付書類）

ア．本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去３月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第１０８条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

イ．自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。

ウ．下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額であることを明らかにした書面は、施工体制様式 3－2 の添付資料として提出する。

(10) 工種別労務者配置計画

<確認内容>

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

[記載要領]

(施工体制様式 12)

ア．本様式には、施工体制様式 11 の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。

イ．「配置予定人数」欄は、三重県が発表する「設計単価表」に記載の「設計労務単価」の 51 職種のうち必要な職種について記載する。

(添付書類)

本様式に記載した自社労務者の職種ごとの配置計画を添付する。

(11) 建設副産物の搬出地

<確認内容>

ア．記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ．記載された受入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去 1 年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

[記載要領]

(施工体制様式 14)

ア．契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。

イ．「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績（過去 1 年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

ウ．対象となる建設副産物が無い場合は、その旨を記載すること。

(添付書類)

ア．受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。

イ．受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績（過去 1 年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

(12) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

<確認内容>

ア．建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ．記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去 1 年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

[記載要領]

(施工体制様式 15)

ア．本様式は、施工体制様式 14 に記載した建設副産物の搬出、工事箇所への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に関する事項のうち、入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るものについて記載する。

- イ. 「運搬予定者」の欄には、入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。
- ウ. 本様式の作成に当たっては、建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に区分して記載するものとし、それぞれの記載の間に空白行を設けるものとする。
- エ. 様式 14 に記載した建設副産物の搬出については、建設副産物及び受入れ予定箇所ごとの運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、様式 14 に記載した建設副産物の受入れ予定箇所を記載する。
- オ. 資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工事内容の予定を記載する。
- カ. 仮置き場との間の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載する。
- キ. 「運搬予定者への支払予定額」の欄には、入札者が「運搬予定者」欄に記載の者と締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取引した実績（過去 1 年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
- ク. 建設副産物の搬出及び資材等の搬入がない場合は、その旨を記載すること。

（添付書類）

- ア. 建設副産物の種類及び受入れ予定箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
- イ. 搬入する資材等の種類及び搬出元ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
- ウ. 仮置き場との間の土砂運搬等に係る運搬経路が確認できる地図等を添付する。
- エ. 本様式に記載の運搬予定者が押印した見積書及びその運搬予定者の取引実績（過去 1 年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

（13）品質確保体制（品質管理のための人員体制）

<確認内容>

- ア. 「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合は、施工体制様式 2-1（営繕工事の場合は、施工体制様式（営繕）2-1）において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。
- イ. 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去 1 年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。
- ウ. 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去 3 月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去 1 年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。
- エ. 仕様書等で要求している要件に適合していること。

[記載要領]

(施工体制様式 16-1)

- ア. 本様式には、工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項のうち、施工体制様式 16-2 で記載する品質確保のための各種試験等に要する体制及び施工体制様式 16-3 で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
- イ. 「諸費用」の欄は、「実施事項」の欄に記載した品質管理のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を見積内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には施工体制様式 2-1 の「費目・工種・種別・細別」（営繕工事の場合は、施工体制様式（営繕） 2-1 の「工事種別」）のいずれに計上しているかを記載する。
- ウ. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払われる予定の賃金の額を記載する。
- エ. 品質管理項目がない場合は、その旨を記載すること。

(添付書類)

- ア. 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが、施工体制様式 2-1（営繕工事の場合は施工体制様式（営繕） 2-1）に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。
- また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
- イ. 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去 3 月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
- ウ. 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去 1 年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去 3 月分の給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

(14) 品質確保体制（品質管理計画書）

<確認内容>

- ア. 「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合は、施工体制様式 2-1 又は 2-2（営繕工事の場合は、施工体制様式（営繕） 2-1 又は 2-2）において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ. 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ. 仕様書等で要求している要件に適合していること。

[記載要領]

(施工体制様式１６－２)

ア. 本様式には、工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、施工体制様式１６－３で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。

イ. 「諸費用」の欄は、「品質管理項目」の欄に記載した品質管理のための各種試験に要する費用について記載するものとし、当該試験に要する費用を見積内訳書上見込んである場合に、「見込額」の欄には当該試験に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には施工体制様式２－１又は２－２の「費目・工種・種別・細別」（営繕工事の場合は、施工体制様式（営繕）２－１又は２－２の「工事種別」）のいずれに計上しているかを記載する。

ウ. 品質管理項目がない場合は、その旨を記載すること。

(添付書類)

ア. 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが、施工体制様式２－１又は２－２（営繕工事の場合は施工体制様式（営繕）２－１又は２－２）に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳書が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去１年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

(１５) 品質確保体制（出来形管理計画書）

<確認内容>

ア. 「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合は、施工体制様式２－１又は２－２（営繕工事の場合は、施工体制様式（営繕）２－１又は２－２）において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ. 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ. 仕様書等で要求している要件に適合していること。

[記載要領]

(施工体制様式１６－３)

ア. 本様式には、工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載する。

イ. 「諸費用」の欄は、「出来形管理項目」の欄に記載した出来形管理のための各種検査に要する費用について記載するものとし、当該検査に要する費用を見積内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該検査に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には施工体制様式 2-1 又は 2-2 の「費目・工種・種別・細別」（営繕工事の場合は、施工体制様式（営繕） 2-1 又は 2-2 の「工事種別」）のいずれに計上しているかを記載する。

（添付書類）

ア. 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが、施工体制様式 2-1 又は 2-2（営繕工事の場合は施工体制様式（営繕） 2-1 又は 2-2）に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

8. その他

施工体制に関する評価を終えた入札は、保留を解除する。

附則 この施工体制審査マニュアルは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この施工体制審査マニュアルは、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 1 平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに契約を締結する案件で、予定価格の算定にあたり消費税及び地方消費税率を 8% で算定しているものについては、別紙 3（1）中「予定価格／1.05」とあるのは「予定価格／1.08」として適用する。

2 この取扱いは、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

附則 この施工体制審査マニュアルは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この施工体制審査マニュアルは、平成 27 年 6 月 4 日から施行する。

附則 この施工体制審査マニュアルは、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附則 この施工体制審査マニュアルは、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この施工体制審査マニュアルは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

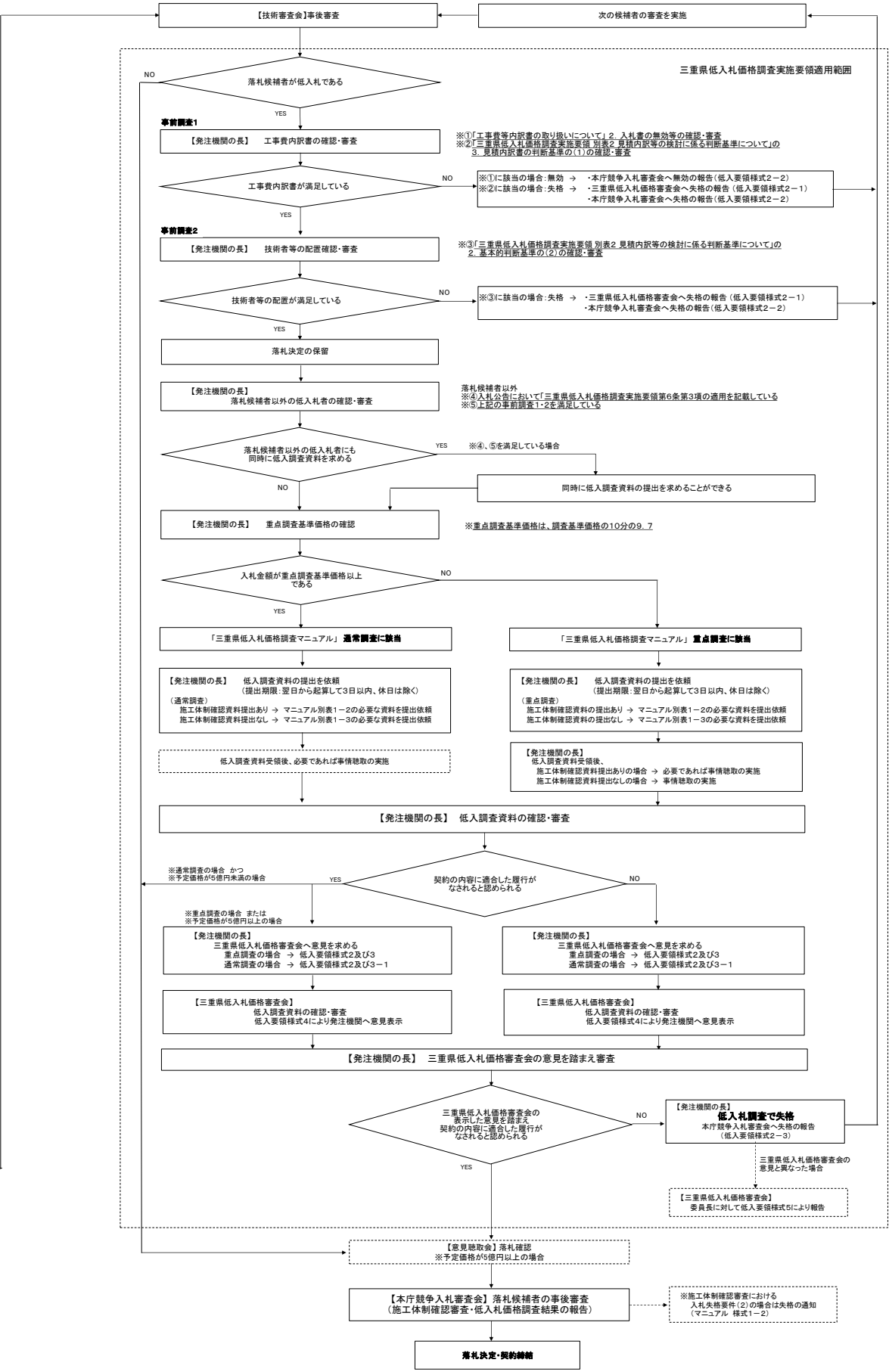
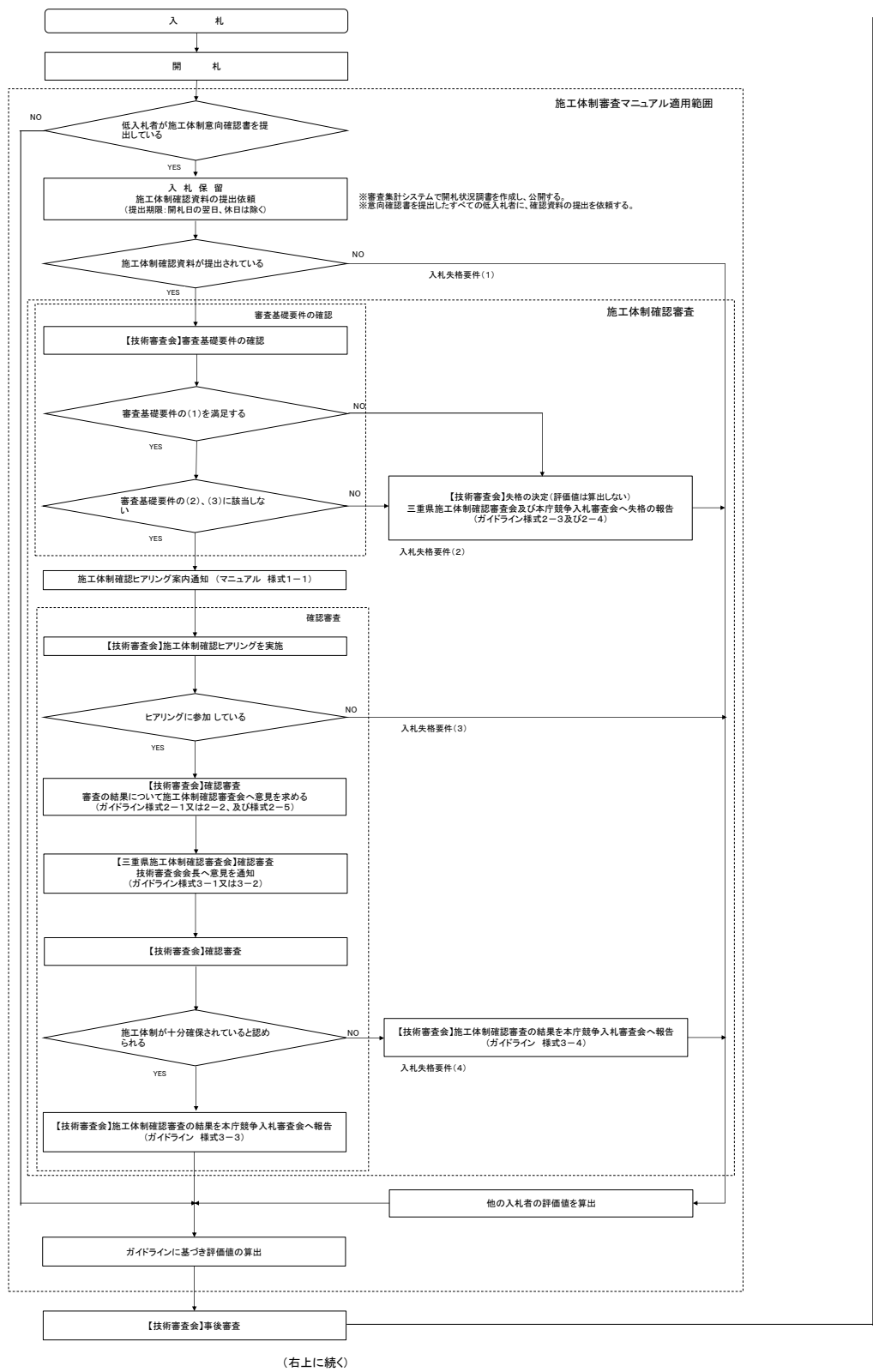
附則 この施工体制審査マニュアルは、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この施工体制審査マニュアルは、令和元年 6 月 1 日から施行する。

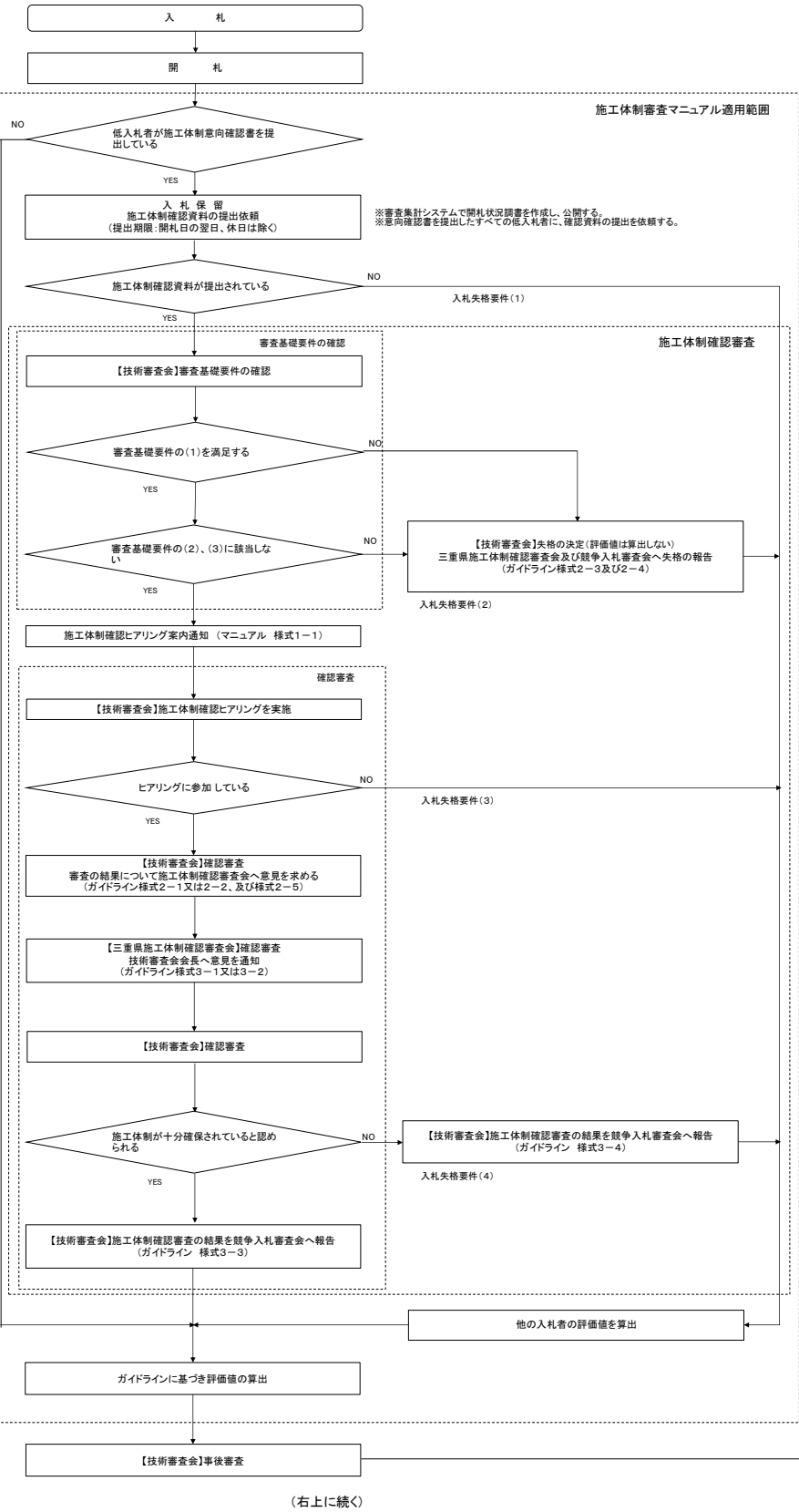
附則 この施工体制審査マニュアルは、令和 2 年 7 月 15 日から施行する。

附則 この施工体制審査マニュアルは、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

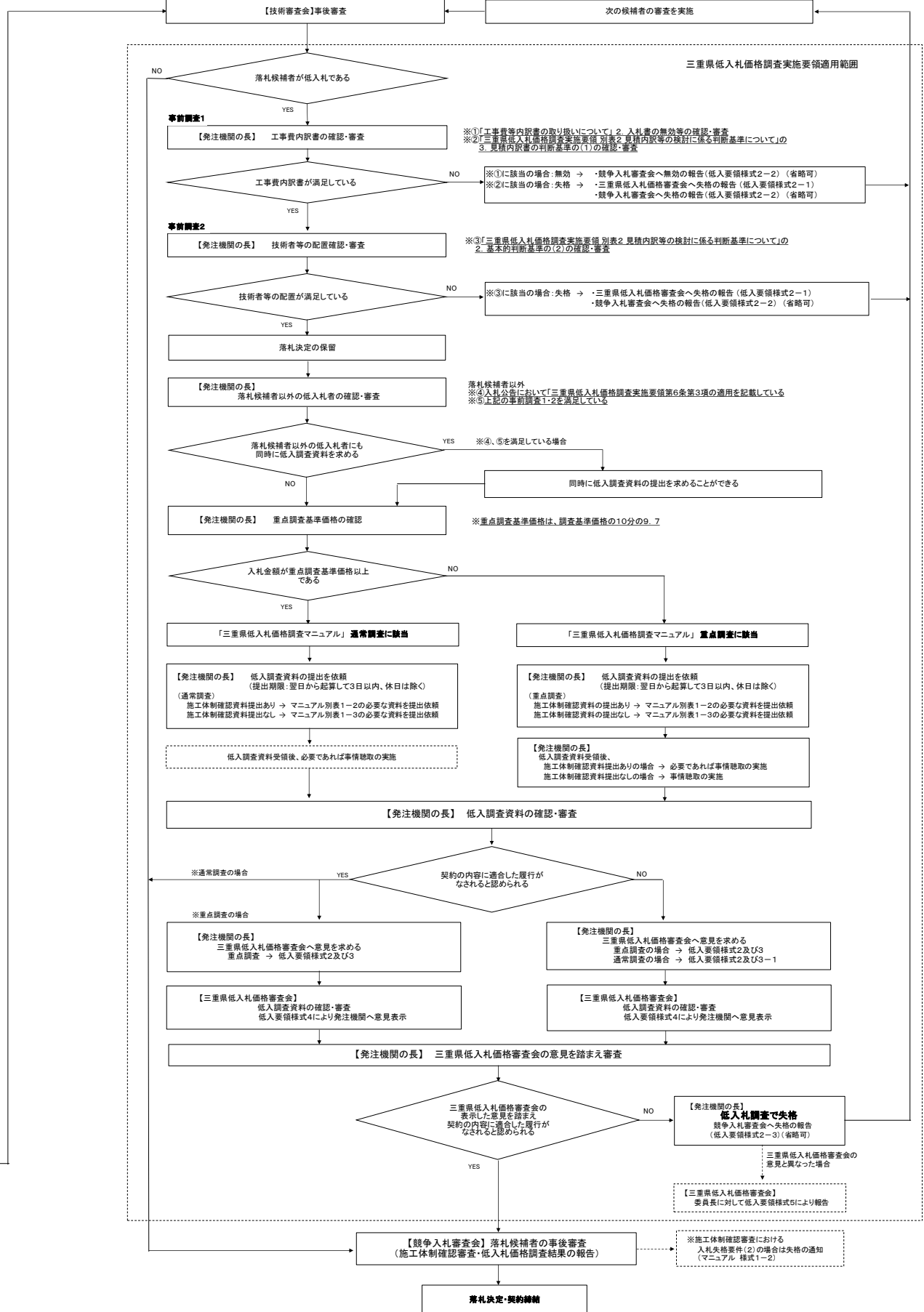
別紙1 施工体制確認審査・低入札価格調査フロー（本庁決裁案件）



施工体制確認審査・低入札価格調査フロー（事務所決裁案件）



(右上に続く)



別紙 2

1 施工体制確認審査で提出を求める資料

施工体制様式	調査内容
様式 2 - 1	入札金額の見積内訳（設計内訳書） 〔営繕工事の場合〕様式（営繕） 2 - 1
様式 2 - 2	入札金額の見積内訳（明細表） 〔営繕工事の場合〕様式（営繕） 2 - 2、2 - 3、2 - 4
様式 3 - 1	施工体制台帳
様式 3 - 2	下請予定業者等一覧表
様式 4 - 1	安全対策の取り組み
様式 4 - 2	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式 4 - 3	安全衛生管理体制（点検計画）
様式 4 - 4	安全衛生管理体制（仮設設置計画）
様式 4 - 5	安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）
様式 6	配置予定技術者名簿
様式 8	手持ち資材の状況
様式 9	資材購入予定先一覧
様式 10 - 1	手持ち機械の状況
様式 10 - 2	機械リース元一覧
様式 11	労務者の確保計画
様式 12	工種別労務者配置計画
様式 14	建設副産物の搬出地
様式 15	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
様式 16 - 1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式 16 - 2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式 16 - 3	品質確保体制（出来形管理計画書）

2 必要な場合に提出を求める追加資料

施工体制様式	調査内容
様式 2 - 3	入札金額の見積内訳（単価表）
様式 2 - 4	入札金額の見積内訳（施工単価表）
様式 2 - 5	入札金額の見積内訳（運転単価表）

別紙 3 施工体制確認に係る審査基礎要件

- (1) 設計内訳書の全ての費目について、入札時に提出された工事費内訳書と整合が取れ、三重県低入札価格調査実施要領「別表 2 見積内訳等の検討に係る判断基準について」の 3.(1) を満足すること。
- (2) 「施工体制審査マニュアル」に基づいて作成した各様式及び各様式の添付資料が明らかに不足している場合。
- (3) 施工体制確認審査において、参加資格を満たしていないことが明らかになった場合。

施工体制確認審査に係る通知書

令和 年 月 日

会社名
代表者氏名

様

発注機関の長

三重県施工体制確認審査マニュアルに基づき、下記のとおりヒアリングを実施するため通知します。

記

1 工事名

2 日時

3 受付場所

4 留意事項

- ・ヒアリング開始 15 分前に、受付場所へお越しください。
- ・ヒアリングへの出席者は主任技術者又は監理技術者等を含め 3 人以内としてください。
- ・主任技術者又は監理技術者は本人確認を行いますので、身分証明書（監理技術者証など顔写真入りのもの）を持参してください。
- ・ヒアリング時は、原則として提出した資料及び添付書類により説明してください。
- ・添付書類等の原本は、提示を求める場合があるため、必ずヒアリング時に持参してください。

施工体制確認審査に係る通知書

令和 年 月 日

会社名
代表者氏名

様

発注機関の長

三重県施工体制確認審査マニュアルに基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 工事名
- 2 路線等の名称
- 3 工事場所
- 4 審査結果 「三重県施工体制確認審査マニュアル」別紙 3 「施工体制確認に係る審査基礎要件」の〇〇に該当することから、適切な施工体制が十分確保され、確実に実現できると認められないため失格とします。